

Public Service紹介

(高齢者向け)

町内公的サービス情報



早島町地域福祉センター



社会福祉協議会(早島町地域福祉センター内)



地域包括支援センター(早島町役場内)



健康福祉課(早島町役場内)



(作成:令和3年4月改定)



社会福祉法人 早島町社会福祉協議会

(高齢者向け)

町内公的サービス情報 Index

も く じ



分類	サービス・事業名	掲載頁	お問い合わせ窓口	☎ 電話番号
食事支援	⚠ 高齢者給食サービス事業	1	社会福祉協議会	482-3000
	配食サービス事業	2	地域包括支援センター	482-2432
外出支援	福祉タクシー助成事業	3	健康福祉課	482-2483
	福祉有償運送事業	4	社会福祉協議会	482-3000
日常生活支援・ 介護予防事業	寝具洗濯等サービス事業	5	健康福祉課	482-2483
	高齢者等生活用具給付事業	6	健康福祉課	482-2483
	コミュニケーション支援事業	7	健康福祉課	482-2483
日常生活の安心	日常生活自立支援事業	8	社会福祉協議会	482-3000
	緊急通報装置給付・貸与事業	9	健康福祉課	482-2483
	緊急連絡カード設置事業	10	地域包括支援センター	482-2432
	老人日常生活用具給付事業	11	健康福祉課	482-2483
在宅介護支援	介護用具貸出サービス事業	12	社会福祉協議会	482-3000
	住宅改造助成事業	13	健康福祉課	482-2483
	介護手当支給事業	14	健康福祉課	482-2483
認知症介護支援	認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業	15	地域包括支援センター	482-2432
	位置情報探索サービス利用助成事業	16	地域包括支援センター	482-2432
	NEW 認知症診断費用助成事業	17	地域包括支援センター	482-2432
	NEW 認知症事故救済制度	18	地域包括支援センター	482-2432
お祝い	敬老祝い事業／敬老会開催事業	19	健康福祉課	482-2483
貸付	⚠ 生活福祉資金貸付事業	20	社会福祉協議会	482-3000
	緊急援護資金貸付事業	21	健康福祉課	482-2483
福祉施設	早島町地域福祉センター	22	社会福祉協議会	482-3000
相談窓口	各種相談窓口一覧表	23	左記頁参照	
生活支援	【pickup】住民参画型の生活支援活動	24	社会福祉協議会	482-3000

※各サービス事業の利用の可否は、利用希望者の方の状態(状況)に異なりますので、予め窓口へご相談ください。

高齢者給食サービス事業

- 会食型の食事を提供することにより、食事の準備などにお困りのひとり暮らしの高齢者の方などの負担を軽減するとともに、ふれあい(語らい)の場を提供しています。
- サービスの提供を行っているのは町内の給食ボランティアグループ(8グループ)です。

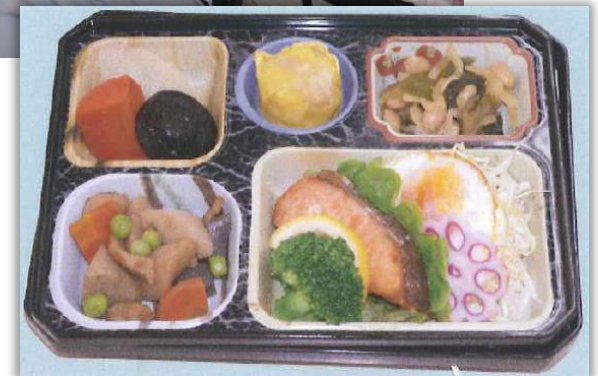
<p>利用できる方</p>	<p><u>食事の準備などに苦労されている以下の方がご利用になれます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 70歳以上のひとり暮らしの方 ● 夫婦どちらかが75歳以上であり、配偶者の方が70歳以上である高齢者世帯の方 ● 75歳以上の昼間ひとりで生活することが多い方 ● 80歳以上の高齢者の方 ● 70歳以上の障がい者の方
<p>サービス内容等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内8箇所で開催 ➢ クローバー／月2回／西コミュニティセンター ➢ コスモス／月2回／いぶき荘 ➢ スプリング／月2回／いぶき荘 ➢ たんぼぼ／月2回／さつき荘 ➢ マスカット／月2回／矢尾公民館 ➢ ひまわり／月2回／さつき荘 ➢ スマイル若宮／月2回／大谷荘 ➢ 市場撫子の会／月2回／さつき荘
<p>利用料金等</p>	<p>400円</p>



配食サービス事業

- 在宅で支援を必要とする高齢者の方の安否確認を兼ね、食生活の安定や調理の負担の軽減、栄養改善を目的に、栄養バランスのとれた食事をご家庭へお配りします。

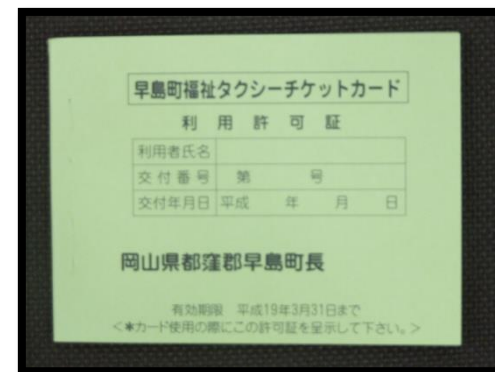
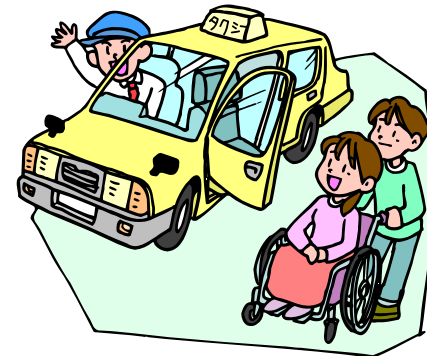
利用できる方	町内在住のおおむね65歳以上のひとり暮らし、または夫婦世帯で調理が困難な方
サービス内容等	<p>[利用制限]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 利用者が負担する配食サービス代の一部を補助・ 昼食のみ週5回まで (※年末年始を除く。土日祝可。振替可。)・ 配食(弁当)は自宅訪問による手渡し <p>[食事内容]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者向けの食事内容 (※軟飯や刻み食などの要望対応可)
利用料金等	補助額：1回につき300円



福祉タクシー助成事業

- 高齢者の方や障がい者の方の社会参加の機会の拡がりを確保するため、タクシーチケットを交付しています。

<p>利用できる方</p>	<p>(1)前年分の住民税所得割が非課税世帯で、下記の①～④のいずれかに該当する方 ①75歳以上の高齢者世帯の方 ※75歳以下の方と世帯分離されている方は除く ②身体障害者手帳1,2級を所持している方 ③療育手帳Aを所持している方 ④精神障害者手帳1,2級を所持している方 (2)町内に在住で65歳以上の運転免許を自主返納し「おかやま愛カード」もしくは「運転経歴証明書」を所持している方 (3)①～④に該当しない70歳以上の方 ※70歳以上の方は町外移動のみ (4)母子健康手帳の交付を受けた妊婦</p>
<p>サービス内容等</p>	<p>[チケットの交付] (1)の①～④と(2)(4)の方 ・1ヶ月当たり4枚（チケット500円/枚） (3)の方 ・1ヶ月当たり2枚（チケット500円/枚） ・申請月から年度末分を一括交付 [チケットの利用] 岡山県タクシー協会加盟会社か福祉有償運送事業者で、早島町内で乗降する場合に利用できます。 ※タクシー乗車1回につき2枚（1,000円）まで使用できます。</p>

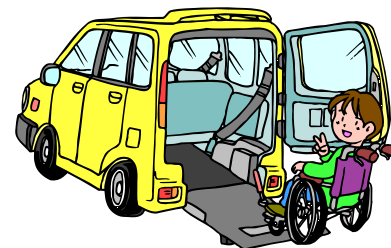


タクシーチケットの見本

福祉有償運送事業（外出支援サービス）

- 加齢や障がいにより公共交通機関では自力で移動が困難な方を対象に、「福祉車両」による目的地と自宅間の送迎を有償で行います。

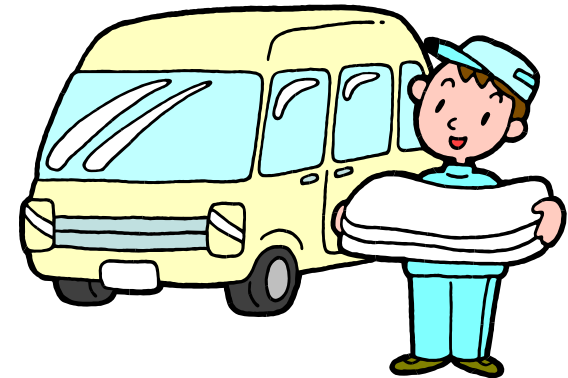
<p>利用できる方</p>	<p>バスやタクシーを自力で利用できない</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障がい者の方 ②介護保険の要介護認定者 ③介護保険の要支援認定者 ④精神や知的に障がいがある方
<p>サービス内容等</p>	<p>[利用制限]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日の9時から17時まで ・土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は利用不可 ・利用希望日の3日前までに利用予約が必要 <p>[利用できる範囲内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢医療機関への一時的な通院や入院 ➢福祉施設等への一時的な通所または入退所 ➢日常生活を営むための買い物や理美容 ➢地域の集会や公的行事への参加 ➢行楽や芸術鑑賞等の外出 ➢官公庁での諸手続きや公共料金支払いなど
<p>利用料金等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①距離制料金（おおむねタクシー料金の半額） ②待ち時間料金（30分未満無料。以降、30分ごとに300円加算）



寝具洗濯等サービス事業

- ひとり暮らしの高齢者の方や高齢者世帯の方を対象に、清潔で快適な生活ができるよう委託業者が訪問し、寝具の丸洗いをを行います。

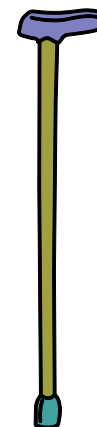
利用できる方	<ul style="list-style-type: none">①寝具の衛生管理が必要な、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方②70歳以上の高齢者世帯の方及びこれに準ずる世帯の方③寝具の衛生管理が困難な世帯に属する心身に障害のある方
サービス内容等	<ul style="list-style-type: none">・寝具（掛布団・敷布団・毛布・マットレス）の町委託業者による訪問丸洗いサービス・業者が訪問し、布団等を持ち帰り、丸洗い後、再度訪問により返却
利用料金等	<ul style="list-style-type: none">➢掛布団・敷布団・毛布：660円/回➢掛布団・敷布団・マットレス：880円/回➢掛布団・敷布団・毛布・マットレス：1,100円/回



高齢者等生活用具給付事業

- 在宅の寝たきりの高齢者の方やひとり暮らしの高齢者の方などが安心して日常生活を送れるよう、生活用具を購入する場合に補助金が支給されます。

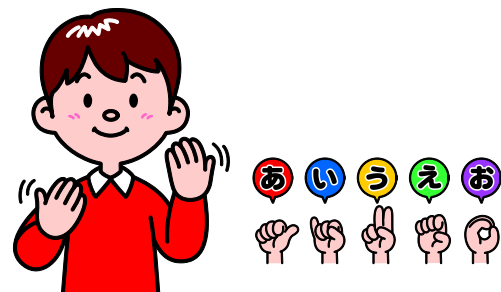
利用できる方	65歳以上の寝たきりの高齢者やひとり暮らしの高齢者の方など
サービス内容等	[提供用具] <ul style="list-style-type: none">・眼鏡 ・杖 ・手押車 ・洗髪器・寝具（布団・シーツ・寝間着）・保温器、 ・読書スタンド・ページめくり ・ヘルプハンド・消防関係器具 など
利用料金等	[補助額] <ul style="list-style-type: none">・利用者世帯の課税状況により、自己負担が必要となる場合があります。・購入前に町の窓口へ申請が必要です。



コミュニケーション支援事業

- 聴覚に障がいのある方の社会参加の促進のため、社会生活上において、通訳が必要な場合に手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣します。

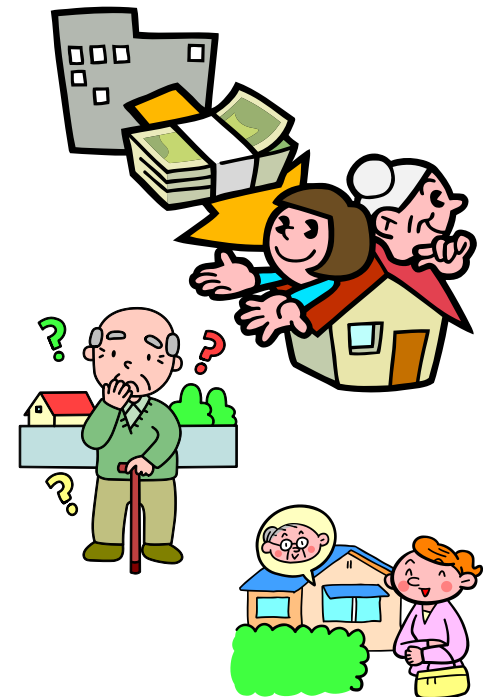
利用できる方	聴覚に障害がある方
サービス内容等	<p>[利用できる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町役場や公的機関との用務時 ・ 町又は公共的団体が主催する行事への参加時 ・ 社会福祉施設や学校等の用務時 ・ 医療機関における受診時 など <p>[派遣範囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内及び近隣市町村 <p>[利用の流れ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町窓口へ申請 ・ 町から登録されている手話通訳者（奉仕員）や要約筆記奉仕員へ派遣依頼 ・ 利用者の希望日時に手話通訳者（奉仕員）や要約筆記奉仕員が同行。
利用料金等	無料



日常生活自立支援事業

- 在宅で生活をされており、ご自分の判断で福祉サービスの利用や日常的な金銭管理について、適切に行うことが困難な高齢者や障がい者の皆さんが安心して生活を送れるように、福祉サービスの利用や金銭・書類管理のお手伝いを行っています。

利用できる方	認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者の方など、判断能力に不安がある方
サービス内容等	<p>[お手伝いできる内容]</p> <ul style="list-style-type: none">①福祉サービスの利用援助（情報提供や助言、申請・利用料支払い・苦情解決の手続き）②日常的な金銭管理サービス（年金・手当の受領手続き、税金や医療費の支払い手続き、預貯金の出し入れや解約などの手続き など）③書類等の預かりサービス（預貯金通帳、年金証書・権利証・契約書などの各証書、実印・銀行印 など）・町役場や公的機関との用務時 <p>[お手伝いをする人]</p> <p>社会福祉協議会（社協）と契約を結んだ生活支援員が、社協の専門員とともに日常的に支援を行います。</p>
利用料金等	<ul style="list-style-type: none">・生活保護受給者・年収120万以下の方は無料・上記以外の場合は、所得に応じ、利用料や手数料がかかります。



緊急通報装置給付・貸与事業

- ひとり暮らしの高齢者が安心して生活できるように、突発的な事故や急病などの緊急時に速やかな対応ができる緊急通報装置を給付・貸出します。

利用できる方	①おおむね65才以上のひとり暮らしの方 ②70才以上のみの高齢者世帯の方 ③身体障がい者世帯の方等
サービス内容等	[協力員の確保（3名）] 緊急時の連絡先として、隣人・知人・身内など3名の協力員が必要です。 [装置の特徴] 緊急ボタンを押すと、電話回線を通じ、町委託業者と連絡がとれ、状況確認を行います。 [緊急時の流れ] ①利用者が、緊急ボタンまたはペンダント式ボタンを押すと町委託業者（24時間体制）へ連絡がいく。 ②緊急の対処が必要な場合、業者から協力員等へ連絡がいく。 ③協力員等が対応する。
利用料金等	利用者世帯の課税状況により、自己負担が必要となる場合があります。



緊急通報装置

緊急連絡カード設置事業

- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、家族がいても一人でいることの多い高齢者に対し、突発的な事故や急病などの緊急時に速やかな対応ができるよう連絡カードを設置します。

利用できる方	①おおむね65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯 ②①以外で民生委員が必要と認めた方
サービス内容等	[カードの取り扱い] 緊急連絡カードを作成し、原本を本人が保管。担当地区民生委員と地域包括支援センターがコピーを保管し、緊急時の対応を行う。 [カードへの記入内容] <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所、生年月日、血液型、世帯状況 ・病歴、福祉用具・アレルギー・身体障害の有無 ・緊急連絡先（親族知人、民生委員、福祉活動員）
利用料金等	無料

B5サイズ／表面

B5サイズ／裏面

老人日常生活用具給付事業

- 在宅の寝たきりの高齢者の方やひとり暮らしの高齢者の方が安心して日常生活を送れるよう、下記の用具を購入する場合に補助金が支給されます。

利用できる方	おおむね65歳以上の寝たきりの高齢者及びひとり暮らしの高齢者の方
サービス内容等	<p>[提供用具]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 火災報知機（上限額15,500円）・ 自動消火器（上限額28,700円）・ 電磁調理器（上限額41,000円） <p>[購入の流れ]</p> <ol style="list-style-type: none">①購入前に町の窓口へ申請が必要。②給付決定になった場合、器具を購入し、購入先の業者へ自己負担金を支払う。
利用料金等	利用者世帯の課税状況により、補助対象にならない場合や自己負担が必要となる場合があります。



電磁調理器の例

介護用具貸出サービス事業

- 在宅で介護をされる方の身体的・精神的な負担を軽減するために、介護用具の貸出・斡旋を行っています。

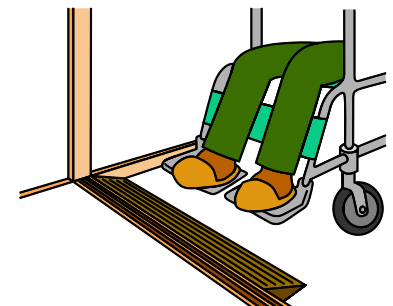
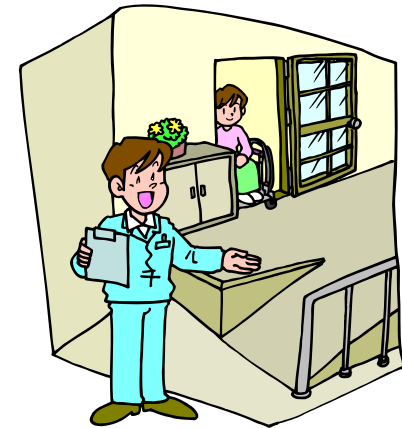
利用できる方	町内に住所を有し、 ①在宅で生活をされている寝たきりの高齢者の方（介護保険の認定を受けていない方） ②病気や怪我をした方またはその家族で、一時的に介護を要し、用具を使用する必要があると認められる方。 ③重度身体障害者（児）の方またはその家族で、用具を使用する必要があると認められる方。
サービス内容等	[提供用具] ・車イス　・歩行補助具（杖・シルバーカー等） ・スロープ　・家庭用ナースコール ・ポータブルトイレ　・吸引器　・点滴スタンド ・緊急避難用具（救護用担架等） [利用の流れ] ①社会福祉協議会へ用具の在庫の確認連絡。 ②社会福祉協議会窓口で申請書を記入。 ※用品の受渡しは、窓口で行います。
利用料金等	無料 ※一部消耗品実費負担有り。



住宅改造助成事業

- 自宅で生活する高齢者の方が、手摺の取付け、段差の解消など住宅の改造、整備を行う場合その費用の一部を助成しています。

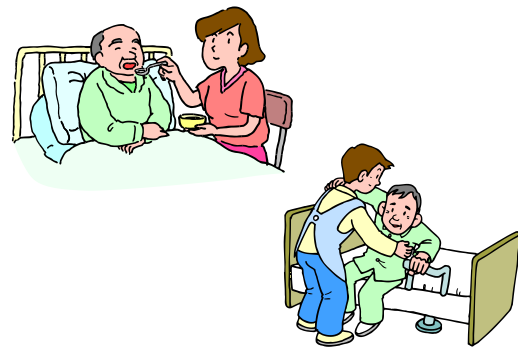
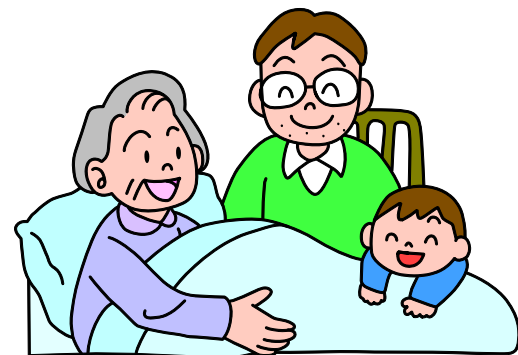
利用できる方	介護保険の要介護認定において、要支援または要介護と認定された方で、住民税非課税の方
サービス内容等	<p>[助成額]</p> <ul style="list-style-type: none">・対象工事費の2/3 (※上限額333,000円) <p>[助成対象物]</p> <ul style="list-style-type: none">・浴室 ・洗面所 ・トイレ・玄関 ・廊下 ・階段等の改造 <p>[利用の流れ]</p> <ol style="list-style-type: none">①町窓口へ申請（見積書・写真・図面等が必要）②許可決定後、工事に着手③完成届の作成（領収書・写真等）④助成金の支払い



介護手当支給事業

- 在宅での介護を支援するために、寝たきりの高齢者や認知症高齢者の方を6ヶ月以上の期間自宅で常時介護するご家族の方に手当を支給しています。

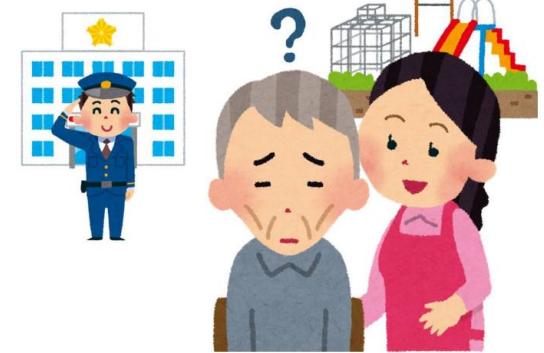
利用できる方	介護保険の要介護認定において、要介護3以上と認定された方で、寝たきりの高齢者や認知症高齢者の方を6ヶ月以上自宅で常時介護している介護者の方
サービス内容等	<p>[支給額]</p> <ul style="list-style-type: none">・寝たきりの高齢者の方等1名につき1ヶ月あたり8,000円 <p>※所得要件はなし</p> <p>[利用の流れ]</p> <ol style="list-style-type: none">①町の窓口への申請②訪問調査（保健師等の訪問があります。）③決定または却下通知の送付④年2回に分けて手当支給 <p>※入院・入所の期間がある場合は対象外</p>



認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業

- 認知症の人などが行方不明になった場合、ご家族だけでなく、警察や協力機関、地域と連携し、早期発見と安全確保に努める仕組みです。

利用できる方	町内在住の概ね65歳以上の方で認知症等により行方不明になるおそれのある方
サービス内容等	<p>[行方不明時の対応の流れ]</p> <ol style="list-style-type: none">①倉敷警察署へ110番通報（「搜索願」）。②町の地域包括支援センターへ連絡。③状況に応じ②から協力機関へ搜索協力依頼。 <p>[搜索時の協力機関等]</p> <ul style="list-style-type: none">・警察署 ・社会福祉協議会 ・福祉介護事業所・地域団体（民生委員・福祉活動員等） <p>[利用の手続き]</p> <p>町の地域包括支援センターへ「事前登録」と「登録情報提供承諾書」を申請 ※年に1回登録情報を更新確認を行います。</p>
利用料金等	無料



位置情報探索サービス利用助成事業

- 認知症状のある高齢者の行方不明時の事故防止や介護家族支援を目的にGPSを活用した位置情報探索サービスを利用する際の費用の一部を負担します。

利用できる方	<p>次の状態にある高齢者と同居し、在宅介護を行っている家族等</p> <ul style="list-style-type: none">①認知症で、外出後に行方がわからなくなる可能性がある方②認知症の疑いがあり、外出後に行方がわからなくなるなどで警察等へ連絡、または保護されたことがある方
サービス内容等	<p>[助成額]</p> <ul style="list-style-type: none">・位置情報探索サービスの機器購入やレンタルに係る初期費用（※上限額10,000円） <p>[利用の流れ]</p> <ul style="list-style-type: none">①町窓口へ申請（見積書が必要）②決定通知③請求書の申請（領収書が必要）④助成金の支払い





認知症診断費用助成事業

- 認知症の早期診断をし、治療のきっかけになるように初期診断に係る自己負担を助成し、支援につなげます。

利用できる方	認知症の確定診断を受けたことがなく、もの忘れ相談プログラムを実施し、助成の基準に該当する方
サービス内容等	<p>[助成の流れ]</p> <ol style="list-style-type: none">①早島町地域包括支援センターに相談②「もの忘れ相談プログラム」を実施③認知症の疑いのあるご本人又はご家族等が助成申請書を町に提出④審査後、「決定通知書」と対象者には「認知症診断費用無料券」を発行⑤契約の医療機関に「認知症診断費用無料券」と「健康保険証」を持参し、受診





認知症事故救済制度

- 認知症の方を介護している家族の不安を解消するため、日常生活における偶然な事故によって法律上の損害賠償責任を負った場合に備えます。

利用できる方	認知症高齢者等SOSネットワークの登録者で保険会社へ加入に必要な個人情報を提供することに同意された方
サービス内容等	早島町が保険契約者となり、賠償責任保険に加入します。個人での加入手続きや、保険料の自己負担はありません。



敬老祝い事業／敬老会開催事業

①敬老祝い事業

- 高齢者の方の長寿を祝い、永年にわたる町への貢献に対して敬意と感謝を表すため、敬老の日に記念品を贈呈しています。

利用できる方	満88歳（米寿）の方
サービス内容等	[支給内容] ・商品券



②敬老会開催事業

- 町内の高齢者の皆さんが一堂に集うことにより、親睦を深めるとともに、多年にわたって社会に尽力されてきた高齢者の皆さんを敬愛し、全町民こぞって長寿をお祝いするため、年1回開催しています。

利用できる方	満75歳以上の方
サービス内容等	[プログラム内容] ・演芸アトラクションなど [開催場所等] ・早島町町民総合会館「ゆるびの舎」 ・お住まいの自治会・町内会から案内があります。





生活福祉資金貸付事業

- 他低所得者・障がい者または高齢者の方々に対し、その経済的自立及び生活意欲の助長や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように、資金の貸付けと必要な相談援助を行っています。

利用できる方	<p>町内在住の</p> <p>①低所得世帯：世帯収入が一定基準内の世帯</p> <p>②障がい者世帯：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の交付を受けている人の属する世帯)</p> <p>③高齢者世帯 65歳以上の高齢者の属する世帯</p>
サービス内容等	<p>[貸付資金の種類]</p> <p>①総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)</p> <p>②教育支援資金(教育支援費、就学支度費)</p> <p>③福祉資金(福祉費、緊急小口資金)</p> <p>※福祉費:生業・技能習得・福祉用具購入・障害者用自転車購入・療養・介護(・障害者)サービスなどに必要な費用</p> <p>④不動産担保型生活資金 (不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)</p> <p>⑤特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金) ※期間限定</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大に影響を受け、収入が減少した方への生活費の貸付</p>
利息等	<p>[利 息]資金の種類により異なる(無利子～年3%)。</p> <p>[保証人]資金の種類により異なる(原則として連帯保証人が必要)。</p>



緊急援護資金貸付事業

- 他からの資金の利用が困難な方や障がい者世帯の方々の経済的な自立をお手伝いし、安定した生活が送れるよう、資金の貸付を行っています。

利用できる方	<p>町内に引き続き6ヶ月以上お住まいの低所得世帯や身体障がい者世帯のうち、急迫した事情により緊急出費を必要とする場合や、生活を続ける上で必要な経費を他から確保できない方で、次に該当する方がご利用になれます。</p> <p>①入院及び療養が必要とする病気にかかった場合、家族に 出産・死亡した方がある場合。 ②生業支度金、就業支度金、就学支度金に困窮した場合 ③不慮の災害にあった場合</p>
サービス内容等	<p>[貸付資金の種類] 1世帯に対し、1回50,000円以内</p>
利息等	<p>[利 息] 無利子 [保証人] 連帯保証人が必要。</p>



早島町地域福祉センター（オアシス早島）

● 段差がないバリアフリー設計の建物で、会議室や調理実習室、ボランティア室など、町内の福祉団体やボランティアグループの方々にご利用いただいています。



利用できる方	町民の方 (※部屋の貸出に関しては、団体利用に限る。)												
サービスの内容等	<p>[開館日時] 月～土曜日の9:00～17:00</p> <p>[閉館日] 日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）</p> <p>[利用内容] 研修会・勉強会・調理・打合せ・交流会など自由</p> <p>[利用手続き] 「早島町地域福祉センター使用許可申請書」に記入 のうえ、使用料を添えて1階事務所に提出してください。</p>												
利用料	<p>[1回あたりの利用料]</p> <table border="0"> <tr> <td>ボランティア室</td> <td>500円</td> <td>(午前の部、午後の部ともに)</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> <td>500円</td> <td>(//)</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>500円</td> <td>(//)</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1,200円</td> <td>(//)</td> </tr> </table> <p>※午前の部：9:00～13:00／午後の部：13:00～17:00</p>	ボランティア室	500円	(午前の部、午後の部ともに)	プレイルーム	500円	(//)	会議室	500円	(//)	調理実習室	1,200円	(//)
ボランティア室	500円	(午前の部、午後の部ともに)											
プレイルーム	500円	(//)											
会議室	500円	(//)											
調理実習室	1,200円	(//)											
センター内機関	<p>◇社会福祉協議会：福祉活動やボランティア、生活支援に関する相談</p> <p>◇デイサービスセンター：通所介護事業（※介護保険の要介護・支援認定者）</p> <p>◇ホームヘルプステーション：訪問介護事業（※介護保険の要介護・支援認定者・精神・身体障がい者、障がい児など）</p> <p>◇居宅介護支援センター：介護保険のケアプラン（介護計画）作成</p>												

相談窓口一覧表

(高齢者関係分)

- お困りごとがありましたら、各相談機関へお気軽にご相談ください。
 ※開催日時が変更する場合がございますので、予め担当部署へご確認いただくことをお勧めします。
 ※各相談日時は、[広報はやしま折り込みの『まちのカレンダー』](#)に毎月掲載されています。

相談窓口名	相談内容	相談対応者	開設日 開設時間	開設場所	申込等	担当部署 (問い合わせ先)
地域包括支援センター	・介護予防 総合相談 ・高齢者の権利擁護 (虐待・詐欺等)	保健師 介護支援専門員 社会福祉士等	月～金 8:30~17:15	町役場1階	直接来所 電話相談 訪問相談	地域包括支援センター (TEL:482-2432)
心配ごと相談	高齢者などの心配ごと・困りごと	民生児童委員	毎月第2火 13:00~14:00	オアシス 早島1階	直接来所	健康福祉課 (TEL:482-2483)
身体障がい者相談	身体障がい者全般に関するご相談	町委嘱の 相談員	奇数月の第1火 10:00~12:00	梅檀の家	直接来所	健康福祉課 (TEL:482-2483)
知的障がい者相談	知的障がい者全般に関するご相談	町委嘱の 相談員	偶数月の第2水 13:00~15:00	梅檀の家	直接来所	健康福祉課 (TEL:482-2483)
法律相談	法律に関する ご相談	町顧問弁護士	奇数月・不定 13:00~16:00	町役場2階	直接来所	総務課 (TEL:482-0611)
行政相談	国や特殊法人への苦情や要望など	行政相談員	毎月第2火 13:00~14:00	オアシス 早島1階	直接来所	総務課 (TEL:482-0611)
心の健康相談	夜眠れない、気分が落ち込む、外出できない等でお悩みの方	専門医師	毎月第4水 13:00~	梅檀の家	要予約	健康福祉課 (TEL:482-2483)
消費生活相談	消費生活被害(訪問販売・通信販売・マルチ商法など)全般に関するご相談	消費生活相員	月～金 8:30~17:00	町役場2階	直接来所 電話相談	まちづくり企画課 (TEL:482-0612)
人権相談	親子、夫婦、相続、登記、借家、差別、名誉、信用、体罰、いじめ、近所付き合い、交通事故など	人権擁護委員	奇数月の第2水 10:00~15:00	ゆるびの舎 2階	直接来所	町民課 (TEL:482-0613)

住民参画型の生活支援活動

●生活支援支援活動の内容（例）

- ◇話し相手
- ◇住宅の軽微な修理
- ◇移動の援助や付き添い



- ◇簡単な掃除
- ◇ゴミ出し
- ◇買い物
- ◇家具や荷物の移動 他



●生活支援活動の担い手

- わが町の暮らしの応援団
- シルバー人材センター
- 自治会・町内会の福祉部会等

生活支援の
提供依頼



●生活支援の相談受付・調整・担い手の養成・活動の立案（早島町社会福祉協議会）

地区住民やボランティアによる助け合い

●専門相談機関

- 地域包括支援センター
 - 高齢・児童・障がい福祉分野の相談機関
- 公的な医療・介護・福祉サービス

町域の生活支援動
(地区外から:有償)

地区の生活支援
(地区内で:無償)



本人・
家族

困りごと

●困りごとの発見

- 民生委員
 - 福祉活動員
 - ご近所
 - ケアマネジャー(介護支援専門員)
 - ホームヘルパー(訪問介護員)
 - ケースワーカー
- (高齢・児童・障がい分野の相談職)

見守り
支援

生活支援の相談
や支援の申込

公的なサービス
の相談・申込